

岡山市こども総合相談所（一時保護施設）評価業務委託仕様書

一時保護施設におけるこどもの安全確保及びこどもの権利擁護等を専門的な外部機関の視点から評価を受けることで、組織の体制及び業務の多角的な分析を行うことができる。また、通常業務において職員が見落としている課題や改善点等が可視化されることで、評価結果を組織として共有し、改善等の取組等につなげていくことにより、こどもの最善の利益の更なる向上が可能となることから、評価業務の委託を行う。

1 履行期間

契約日から令和9年3月31日まで

2 実施施設

岡山市こども総合相談所一時保護施設

3 評価尺度

第三者評価において用いる評価尺度は、令和6年度子ども・子育て支援推進調査研究事業一時保護施設の第三者評価に関する研究【改訂版】「一時保護された子どもの生活・支援に関する 第三者評価の手引き（案）令和7年3月（三菱UFJリサーチ&コンサルティング）」（以下、「手引き」という。）を用いること。なお、受託者において手引きの内容に変更を加える場合は事前に委託者と協議を行うこと。また、この場合は手引きの資質を低下させてはならない。

4 評価方法

手引きに基づき、以下の方法により実施すること

- ①一時保護施設の職員を対象とした第三者評価の事前説明会の開催
 - ②委託者の評価に必要と思われる資料の精査
 - ③委託者の職員による自己評価
 - ④委託者としての自己評価
 - ⑤委託者の一時保護施設に入所中のこどもへの事前アンケート
 - ⑥委託者で作成しているマニュアル、勤務割票、事業計画、こどもへの配布物等の資料を精査
 - ⑦現地での見学、聞き取り等の1日半の調査
 - ・施設内の視察、職員へのインタビュー
 - ・引継ぎのミーティングまたは観察会議、他施設内で行われている会議等への出席
- ※現地調査の日程については、委託者と協議するものとする

⑧現地調査終了時のフィードバック

- ・現地に於て職員への第三者評価結果報告会の開催

⑧報告書の提出

- ・報告書においては、自治体の課題、委託者の課題、職員の課題にわけて課題を整理すること
- ・報告書提出前に調査内容等を委託者に確認し、疑義が生じた場合は協議に応じること

5 評価の実施体制

第三者評価の現地調査による評価員は、以下の条件を満たす3人以上で行うこと

(1) 評価員

ア 主任評価員

①～④までのすべてを満たすこと

①児童相談所又は一時保護施設の実務経験者であること

②児童相談所又は一時保護施設の第三者評価の評価員としての経験（2020年度の調査研究事業のモデル実施を含む）が3回以上あること

③全国社会福祉協議会が認定した第三者評価調査評価者であること

④児童相談所第三者評価に関する研修を受講済みであること

イ 評価員

①～④までのいずれか及び⑤を満たし、適切に一時保護施設の評価を行うことができる者

①児童相談所又は一時保護施設の実務経験が通算で概ね10年以上あること

②児童相談所長並びに一時保護部門、児童福祉施設の長としての経験が3年以上あること

③研究者であつて、児童相談所又は一時保護施設業務に関する論文執筆者であること

④児童相談所又は一時保護施設第三者評価の評価員としての経験（2020年度の調査研究事業のモデル実施を含む）があること

⑤児童相談所第三者評価に関する研修を受講済みであること

(2) 評価委員会

第三者評価の妥当性について検討するため、弁護士や児童相談所経験者を加えた評価委員会を設置すること。

なお、弁護士は児童相談所または子どもの権利委員会に所属するなどの経験を有し、児童福祉分野に精通した者とする。

(3) その他

評価の実施について事前に企画提案書の提出を行うこと（様式は問わない）

6 報告書の提出方法

完成した報告書は以下の型式・方法で提出すること

- ・規格：A 4 縦
- ・電子データ：PDF 及び Word、Excel 各 1 部 電子メール又は CD-R で送付すること
- ・冊子：3 部 郵送又は手渡し

7 評価情報の取り扱い

- (1) 報告書は委託者が公表する。なお、公表範囲は岡山市の判断によるものとする。
- (2) 評価機関は、第三者評価にかかる評価項目の改善及び全国の児童相談所が抱える課題を明確にすることを目的として、委託者に提出した報告書内容を活用して研究し公表する場合においては、報告書の記載内容を統計的に処理するなど委託者が特定できないように配慮するとともに、自治体名が推測されるような表記を行ってはならない。

8 秘密の保持等

- (1) 個人情報保護法を遵守しなければならない。取得した個人情報は、その取扱いに最大限の注意を払うこと。
- (2) 受託者は、受託業務に関して知り得た一切の事実を第三者に漏洩してはならない。委託終了後においても遵守すること。
- (3) 現地調査を除き委託作業は受託者の指定する場所で行うものとする。なお、個人情報を除くデータ及び資料について、最善の注意を払い取り扱うこと。
- (4) 個人情報が含まれたデータ及び資料に関しては、現地でのみ取り扱うものとする。
- (5) 受託者は、委託者が特に認めた場合を除き、受託業務の処理に必要なデータ及び資料を複写し、若しくは複製してはならない。
- (6) 受託者は、委託者が特に認めた場合を除き、受託業務の処理に必要なデータ及び資料を他の目的に使用してはならない。
- (7) 受託者は、受託業務の処理にあたり常に事故又は災害防止に努め、事故、若しくは災害、又はセキュリティに関する事案が発生したときは、直ちに委託者に対し通報して適切な措置をとるとともに、遅滞なく書面をもって報告しなければならない。
- (8) 受託者は、受託業務の処理にかかる磁気記録媒体に記録されているデータの内容を侵す一切の行為をしてはならない。
- (9) 受託者は、受託業務の処理に使用した全ての記録、資料等について、委託者の指示に従い、業務終了後すみやかに委託者に返還又は復元不可能な手段で処分すること。なお、消去業務を外部に委託する場合は委託先に対する必要かつ適切な監督を行うこと。

- (10) 受託者は、契約書作成に合わせて、個人情報の取扱委託に関する覚書を締結すること。

9 その他

- (1) 受託者が一時保護施設において実施する現地調査において、給食を食する場合は実費とし、受託者に請求するものとする。
- (2) 報告書に関する全ての著作権は、岡山市に帰属するものとする。
- (3) 受託者は、第三者評価にかかる評価項目の改善及び全国の一時的保護施設が抱える課題を明確にし、改善事項を提言すること等を目的として、本市に提出した報告書の内容を活用して研究・公表する場合に限り、岡山市の了承を得て利用することができる。
- (4) 本仕様書に定めのない事項については、岡山市と受託者との協議の上決定する。